

非化石価値取引市場について

資源エネルギー庁

2022年3月16日

はじめに

- 本作業部会では昨年11月から本年1月にかけて、2022年度の高度化法における中間目標値や第一フェーズ(2020年度～22年度)における中間目標の評価方法、また一定の配慮措置を中心にご議論いただいた。
- これらを踏まえ今月には、昨年も実施した中間目標の対象事業者に対する証書の調達状況についてのアンケートを行った。今回はこの結果をご報告し、中間目標に対する事業者全体の取組状況や今後の動向を共有する。
- また今回は、昨年12月の本作業部会で今後の方向性を提示した証書のトラッキング事業について、一部検討課題についてもご議論いただきたい。
- なお、需要家の証書直接調達を可能とした再エネ価値取引市場の試行的取引開始(昨年11月)後、様々な問い合わせがある中で多くのご質問頂いている、需要家が証書を利用する際の環境表示価値(再エネ価値)の活用対象となる使用電力の期間について、周知もかねて今回ご報告させていただく。

1. アンケートについて

2. **トラッキングの本格化に向けた論点について**

(報告) 需要家による証書の環境表示価値の活用について

非化石証書の調達状況に関するアンケート

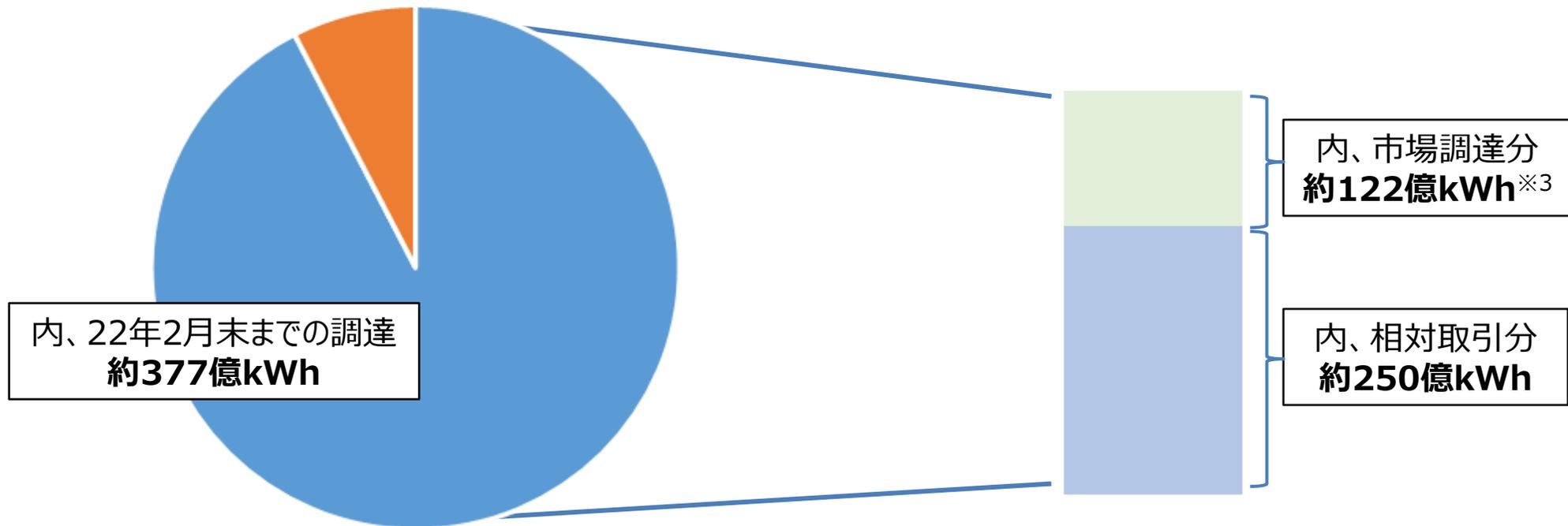
- 3月に資源エネルギー庁より、2021年度の間目標値の対象となっている小売電気事業者56者に、以下の項目についてアンケートを実施し、52者（共同調達を含む）から回答を得た。
- 事項以降の結果は、各社の回答に販売電力量に応じた加重平均を行ったもの。

1. 会社名
2. 2021年度の販売電力量見込み
3. 2021年4月～2022年2月までの非FIT非化石証書購入量（2021年度対象分である1～12月発電分、2021年5月の市場調達分は含まない）
4. 2021年度対象分（1～12月発電分）における相対取引の価格帯（非FIT非化石証書）
5. 2022年度の証書購入量見込み（2021年度比）
FIT証書： 減少 0-2割増 3-5割増 6割以上増
非FIT証書： 減少 0-2割増 3-5割増 6割以上増
6. FIT証書の購入理由（複数選択可）
 - 再エネメニュー用として、高度化法義務達成のために購入した非FIT証書では足りない分を補うため
 - 再エネメニュー用として調達するにあたり、非FIT証書より価格が安いため
 - RE100対応のトラッキング付メニューを販売するにあたり、マルチプライスオークションである再エネ価値取引市場の方が、確実にトラッキング付非化石証書を購入できるため
 - RE100対応のトラッキング付メニューを販売するにあたり、地産地消を売りにしたメニュー等のために特定地域のFIT電源による環境価値が必要なため
7. 再エネメニューについて

2021年度の非FIT証書の調達状況①

- アンケート調査によると、2021年度の間目標値の対象である小売電気事業者の2021年度の外部調達量実績は、計約**377億kWh**。
- 2022年2月末時点で、各社の証書調達量実績は、外部調達必要量の**約93%**を占めている。※1
- 証書の調達方法は、全体の**約3割**が市場調達になっている。

<2021年度4月～2022年2月までの非FIT証書調達状況>

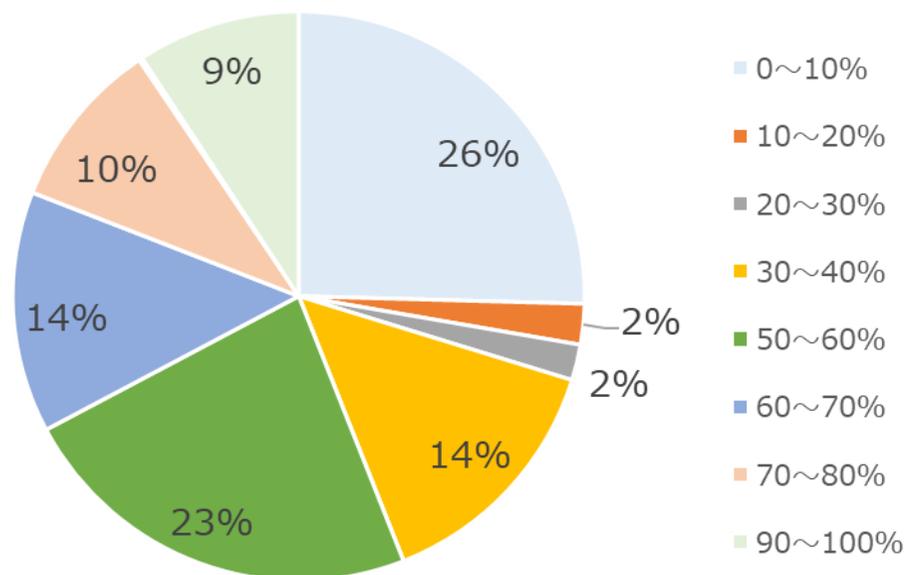


※1 各社の調達状況はそれぞれ異なる。
※2 外部調達必要量には2020年度未達分約200億kWhを含まない。
※3 JEPXが公表している2021年度第1回～3回非FITオークション約定量。
アンケート結果とやや数字のずれがあるため調達総量と一致しないことに注意。4

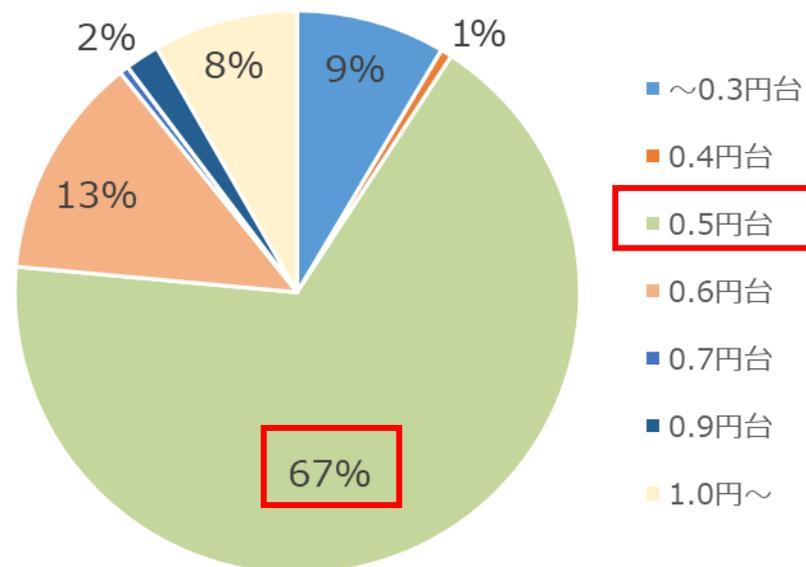
2021年度の非FIT証書の調達状況②

- 昨年12月に行ったアンケート結果に比べ、21年度外部調達量における市場調達比率と相対調達比率の偏りが平準化。市場調達比率が**10%未満の事業者が減少**する一方、**90%以上の事業者も減少**。 ※昨年12月のアンケート結果：「0～10%」…52%、「90～100%」…21%
- 相対取引の価格帯については、市場最低価格よりも低い**0.5円台以下の取引が全体の約8割**を占めている。

＜市場調達率＞



＜相対取引の価格帯＞



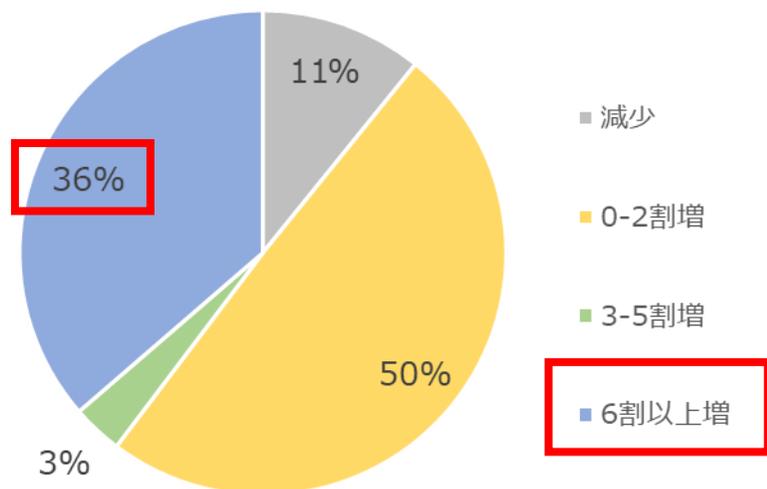
※各事業者の相対取引量で加重平均を行ったもの。昨年12月のアンケートと加重平均のかけ方が異なるので注意。

※「～0.3円台」の回答の中には、発電側と共同で事業を実施してきたことから発生するメリットを双方が相応に享受する観点から、市場価格の半額単価とすることで契約しているものも含む。

2022年度の非化石証書購入予定について

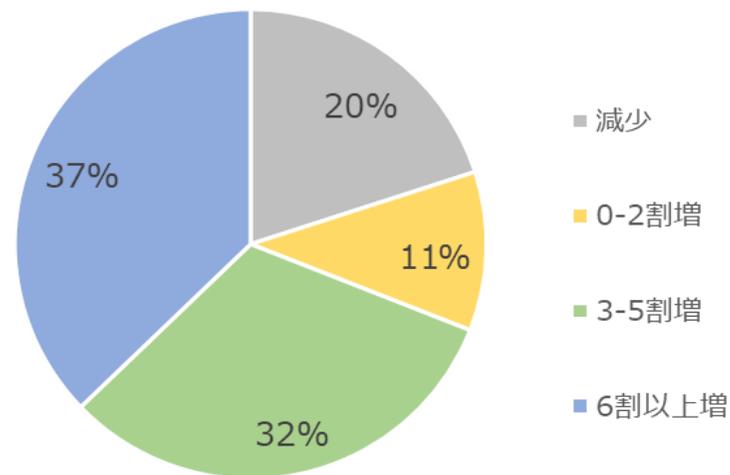
- 21年度の間目標値の対象事業者に対し、22年度の証書購入予定量を尋ねたところ、21年度の購入量に比べ、**FIT証書は、5割が0-2割増加、約4割が6割以上増加**すると回答した。**非FIT証書については、約2割が減少、約7割が3割以上増加**すると回答した。
※22年度の外部調達比率は7.5%で21年度比5割増。（21年度の外部調達比率は5%）
- 回答事業者数でも、FIT証書については**約5割の事業者が0-2割増**、非FIT証書については**約3割の事業者が0-2割増**と回答している。

22年度の購入予定量（FIT証書）



※回答事業者中46社回答

22年度の購入予定量（非FIT）



※51社回答

※上記の結果は回答に販売電力量で加重平均を行ったもの。

小売電気事業者によるFIT証書の活用状況

- 21年度中間目標値の対象事業者は、一定の非FIT証書の調達为目标として求められているが、FIT証書を使用して再エネメニューを販売してる事業者も多い。
- 回答事業者（52社）中、43社が145の再エネメニューを販売しており、そのうち約半数がFIT証書を用いたメニューである。
- 非FIT証書に加えFIT証書を購入する理由としては、「RE100対応のトラッキング付メニューを販売するにあたり、地産地消を売りにしたメニュー等のために特定地域のFIT電源による環境価値が必要なため」との回答が最も多かった。

＜対象事業者の再エネメニュー数＞

再エネメニュー※1がある	43社
再エネメニュー数	145
FIT証書を使用したメニューを販売	32社
FIT証書を使用したメニュー数	76
FIT証書のみを使用したメニューを販売	18社
FIT証書のみを使用したメニュー	40

※1：実質再エネメニューも含む。

＜FIT証書の購入理由※2＞



※2：56社中35社回答、複数回答あり

(参考) 高度化法義務達成市場における約定結果について

- 2月8日～9日にかけて、2021年度第3回の高度化法義務達成市場の取引結果が公表。結果は以下の通りとなった。
- 再エネ指定：約定価格 **0.6円/kWh** / 約定量 **約28億kWh**
- 指定なし：約定価格 **0.6円/kWh** / 約定量 **約23億kWh**

項目	非FIT非化石証書 再エネ指定なし					非FIT非化石証書 再エネ指定				
	第3回 (2020)	第4回 (2020)	第1回 (2021)	第2回 (2021)	第3回 (2021)	第3回 (2020)	第4回 (2020)	第1回 (2021)	第2回 (2021)	第3回 (2021)
オークション回	第3回 (2020)	第4回 (2020)	第1回 (2021)	第2回 (2021)	第3回 (2021)	第3回 (2020)	第4回 (2020)	第1回 (2021)	第2回 (2021)	第3回 (2021)
約定処理日 (価格決定日)	2月9日	5月12日	8月26日	11月24日	2月8日	2月10日	5月13日	8月27日	11月25日	2月9日
約定価格 (円/kWh)	1.2	1.0	0.7	0.6	0.6	1.2	0.9	0.6	0.6	0.6
約定量 (百万kWh)	805	3,064	416	3,130	2,257	10,570	2,276	1,744	1,846	2,825
市場における 売入札量 (百万kWh)	1,910	3,064	5,081	10,063	14,755	11,273	3,518	3,771	11,480	15,408
市場における 買入札量 (百万kWh)	13,177	9,269	3,912	3,130	2,257	15,890	6,666	3,935	1,846	2,825

1. アンケートについて

2. トラッキングの本格化に向けた論点について

(報告) 需要家による証書の環境表示価値の活用について

【参考】トラッキング実証の概要

- 2019年2月より実証事業としてトラッキングスキームを開始(FIT証書より開始)。購入されたFIT証書の由来となる電源種や発電所所在地等の属性情報を明らかにすることが可能。
- 当該証書は国際的な再エネ導入拡大を進めるイニシアチブであるRE100に活用することが可能。
- 非FIT証書についても、今年8月に開催された21年度初回オークションからに実証を開始済み（相対分は今後検討※1）。

<トラッキング実証の内容>

FIT証書

- 期間：2019年2月～
- 取得情報：FIT電源の設備ID、電源種、発電設備名、設置者名、発電所所在地、発電出力、認定日、運転開始日又は予定日
- 参加企業※2：発電199者、小売等133者※3
- トラッキング付与証書量※2：約18億kWh

非FIT証書

- 期間：2021年8月～
- 取得情報：非FIT電源由来の設備ID、電源種、発電設備名、設置者名、発電所所在地、発電出力、認定日、運転開始日又は予定日
- 参加企業※2：発電約9者、小売36者
- トラッキング付与証書量※2：約10億kWh

※1 現状、非FIT証書については、相対契約に基づき、非FIT再エネ価値と電気をセットで調達し、販売する小売供給形態についてもRE100へ活用が可能。

※2 2021年11月オークション分の結果 ※3 仲介事業者、需要家も含む。

【参考】今後の方向性について①

- これまでトラッキングの利便性向上のため、その対象の更なる拡充を目的に、全FIT電源を対象にしたトラッキングを可能としたり、非FIT再エネ電源のトラッキングについても、本年8月のオークションより開始している。
- こうした利便性の向上に向けた課題への対応は今後も必要である一方、現行の国の実証事業では費用や体制面で一定の限度が生じるゆえ、**今後更なるトラッキングの利便性の改善に向けては、国による実証事業から、他機関での独立採算事業として移管を行い、進めることにしてはどうか。**
- なお、国から移管されるトラッキング事業の主体となる者にあたっては、そのトラッキングを付与する証書の制度そのものに対する理解や証書の管理・運営手法に対する基本的な知見などを有していることが大前提。
- また、トラッキング付の証書は小売事業者が需要家向けに電力メニューなどで活用することも考えられるため、電気の利用者側の利益を保護する観点からも、経産大臣の監督下において適切に運営される必要がある。
- さらに、円滑な移管による利用者側の混乱を回避する点も踏まえれば、現在非化石価値取引市場の運営を担う、**日本卸電力取引所(以下、JEPX)がトラッキング事業を担う主体となることにしてはどうか。**

【参考】今後の方向性について②

- 具体的な移管の時期については、来年度である**2022年度の初回オークション**の開始からとすることとしてはどうか（実際のトラッキング業務についてはJEPXが適切に委託等を行い進める）。
- なお、トラッキングについては、現行の証書のように約定後に電源情報を付与する形態を継続予定だが、証書における将来的な電源証明型への移行のタイミングにより、こうしたトラッキングについても、その手法が改められるものと思われる。
- 今後の検討課題については、例えば以下のような点について検討を進めてはどうか。
 - 非FIT証書の相対取引におけるトラッキング
 - トラッキングの付与された証書の見える化（証書化）

証書の実物化により、需要家が求める証書付メニューに対する対価性を見えやすくする。
 - トラッキング付証書の早期のデジタル化による需要家等への訴求環境の改善
証書を電子媒体を通じて需要家へ提供できるようデジタル化を進める。
 - トラッキングに伴う有償化
国の実証事業によって賄われているトラッキング費用について、当該トラッキングの利用に伴う手数料化を行っていく。
 - 電源証明化を見据えたトラッキングのあり方

【参考】第60回制度検討作業部会（12/22）における主な御意見

- JEPXが主体となることに異論ない。電源証明に移行していこうという時に、電源種別ごとに分けるかという点は議論が複雑になると思うので、早期に検討を開始していただきたい。
- 非FIT証書の相対トラッキングや証書の実物化は重要だと思うので、是非進めていただきたい。
- JEPXに移管で良いと思う。非化石価値の提供にあたってトラッキングに求めたいのは、非化石価値の正しい証明や保証であり、信頼性のある仕組みを求める。信頼性とは、価値の移転や償却といった証書の管理も含む。利便性の追求もそうだが、欲しいのは必要なデータの抽出機能。データをどう活用し、どう見せるかはまさに事業者の腕の見せ所なので、必要以上の機能で高コストになることは避けたい。
- 早期の電源証明化に向けて引き続き国でもフォローをお願いしたい。
- 非FIT証書についてのオークションでの約定分のみがトラッキングの対象になっているが、実態として最低価格で入れても未約定が出ている状況。売手と買手の双方が希望しても未約定だとトラッキングが付与できないのはもったいないと思う。このままだと、ほぼ確実にトラッキングできるFITにニーズが集中してしまうのではないかと思うため、非FIT証書のトラッキングを育てて行かなければいけない。非FIT相対のトラッキングを早期に実現してほしい。
- 今後JEPXに移管する点に賛成。トラッキングの費用については当然導入されることとなると思うが、不公平感のない費用の在り方を検討いただきたい。
- 証書を利用する需要家からすると、国内のみならず海外のステイクホルダーに自社の取組として示していく上でトラッキングは重要なので、移管後も国内外の法律や海外のイニシアチブ等もしっかり確認していただきたいので、そこについては国が一定の関与を継続していく必要があるのかなと思う。
- 今後の課題検討については実際のトラッキング実証に参加している発電、小売、需要家の具体的な意見を是非聞いて進めていただきたい。
- 資料で上げられていることをしっかり実行しながらスムーズな移管をしていきたい。また、利用される皆様の声をよく聞きながら更なるトラッキングの発展に寄与していきたい。その中では色々なプロトコルへの適合していくような形を国と協力しながらやっていきたい。そういった中でかかる費用についてはご相談しながら入れていきたいと思っている。

【参考】REC概要

□ 概要

- 再生電力の発電に伴う環境価値を証明するもの。電力会社のRPS達成のために調達するほか、発電事業者と需要家間の取引や企業が再生電力を調達する手段として北米中心に活用されている。
- RECには、**RPS対象事業者の目標達成用の市場 (Compliance market)と需要家等が自主的に再生電力価値を取引する任意市場(Voluntary market)の二つの市場が併存。**
- **1MWhの電力毎に発行。** RECは、電力と一体で取引される場合 (Bundled)と、電力と分離して取引される場合(Unbundled)がある。Unbundledの取引では、大企業による調達が多く、取引単位が大きい。
- 取引形態としては、仲介業者等が取引の間に入る**相対取引が主流**。全米約50州で発行が可。証書の管理等は州毎で異なる。
- 小売や需要家はRECを購入し、別途調達する電気そのものに合わせ使用し、再生電力と主張が可能。

□ トラッキング概要

- RECにおけるトラッキングシステムでは州により運用等が異なるものの、標準的には以下の属性情報がREC内の情報としてデータベース内に登録されている。
- トラッキングシステムは州毎に開発、運用。現時点で10程度のトラッキングシステムが併存。**この内、3つのシステムでは全電源対象のトラッキング、その他が再生電力のみのトラッキングを実施。**

※RPSにおいても当該トラッキングシステムは活用。

主な属性情報 (例)

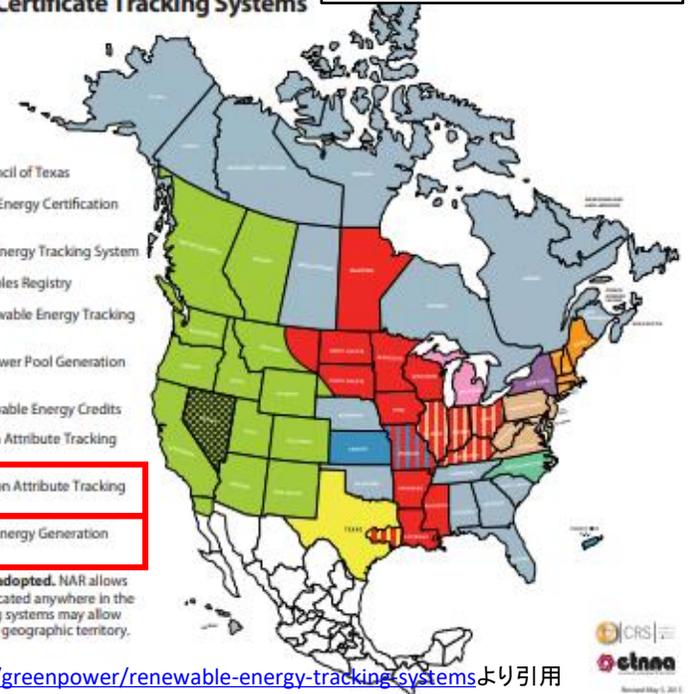
再生電力設備の場所/発電技術/設備の所有者
エネルギー源のタイプ/定格容量/設備の運用開始年
該当するMWhが発電された年月

北米の主なトラッキング制度

Renewable Energy Certificate Tracking Systems in North America

KEY

- ERCOT: Electric Reliability Council of Texas
- MIRECS: Michigan Renewable Energy Certification System
- M-RETS: Midwest Renewable Energy Tracking System
- NAR: North American Renewables Registry
- NC-RETS: North Carolina Renewable Energy Tracking System
- NEPOOL-GIS: New England Power Pool Generation Information System
- NVTREC: Nevada Tracks Renewable Energy Credits
- NYGATS: New York Generation Attribute Tracking System (in development)
- PJM-GATS: PJM EIS's Generation Attribute Tracking System**
- WREGIS: Western Renewable Energy Generation Information System**
- No tracking system formally adopted. NAR allows registration from generators located anywhere in the U.S. and Canada. Other tracking systems may allow registrations from outside their geographic territory.



<https://www.epa.gov/greenpower/renewable-energy-tracking-systems>より引用

【参考】米国トラッキングでの費用負担例（PJMとWREGISの場合）

	PJM-GATS	WREGIS
電源トラッキングの対象地域	デラウェア州、インディアナ州、イリノイ州、ケンタッキー州、メリーランド州、ミシガン州、ニュージャージー州、ノースカロライナ州、オハイオ州、ペンシルベニア州、テネシー州、バージニア州、ウェストバージニア州、ワシントンD.C.	アルバータ州（カナダ）、アリゾナ州、ブリティッシュ・コロンビア州（カナダ）、カリフォルニア州、コロラド州、アイダホ州、モンタナ州、ネブラスカ州、ネバダ州、ニューメキシコ州、オレゴン州、テキサス州、ユタ州、ワシントン州、ワイオミング州
トラッキング対象電源	全電源	再生エネのみ
料金負担対象	トラッキング利用者 (LSE、非LSE（小規模トレーダー等）)	トラッキング利用者 (発電事業者やLSE、リテールマーケター、アグリ等)
課金内容	<p>口座維持費(Subscription Fee)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 負荷供給事業者(LSE):年間 1,500 ドル ● 非LSE : 年間1,000ドル <p>※PJM市場に参加する非LSE、発電機ブローカー、大口取引業者および再生可能エネルギー発電機は、年間1,000ドル。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 小規模トレーダー（年間受付トレード数が5,000件未満）の場合：年間500ドル 	<p>口座維持費 (Annual Fee) 発電設備の規模毎に設定。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 30KW以下 :年間50ドル ● 30KW～1MW :年間75ドル ● 1MW～10MW :年間100ドル ● 10MW超* : 年間125ドル <p>*10MW超については、発電やLSE、リテラー等が対象。</p>
	<p>証書の利用料(Volumetric Fee) 1MWhあたりの1証書として従量課金。LSEの純負荷に応じて毎月課金。単価は州で異なる。 例：PA、NJ、MDIAPP、DE、DCは0.004ドル/MWh</p>	<p>証書の利用料 (Volumetric Fee) 1MWhあたり1証書として従量課金。証書の発行に伴う費用や、口座間における移転、償却、発行などで課金。これらは、10MW超のみで1証書あたり0.004ドルで課金。 (10MW未満は課金されない)</p>
	<p>償却料(Certificate Fee) 証書の償却時にリザーブアカウントに移転されたものに対し証書料を支払う。償却用途により単価が異なる。</p>	<p>その他 (Reports and Other Service Fees) 当局によるレポート等のその他サービスにおいて単価が設定。利用する場合には課金。</p>

【参考】Guarantee of Origin(GO)概要

□ 概要

- 欧州で発電された電気**1MWh毎に、発電場所、発電方法等を証明する証書**（発電源証明）。
- 基本的に**再エネが証書化対象**。
- 発電者に対して発行。物理的に発電される電気とは切り離し、その属性価値をボランタリーに取引。
- 小売や大手企業等需要家は調達する電気に合わせて本証書を使用することで、再エネと主張が可能。
- 相対取引がメイン。取引は参加者間で行われるが、GOの運用と管理をシステム上で行う機関（Issuing Body）が各国ごとに定められており、国の系統運用機関や電力市場の規制機関等がその役割を担う。
- 再エネ価値を誰が保有しているかがトラッキングされ、再エネ価値のダブル主張が回避される仕組み。

□ 導入状況

- 2021年3月時点で、EU指令対象国の内、**29カ国**がAssociation of Issuing Bodies(AIB)を構成し、AIB加盟各国のGOシステムを同組織の通信ハブでつなげ、加盟国間でのGOの取引および管理を可能としている。
- AIB加盟国は、GOの発行、移転の標準化された仕組みである、欧州エネルギー証明システム(European Energy Certificate System、EECS)を運用。

□ トラッキング

- AIBに加盟して証書を発行しているGOにおいては、属性情報がその中に含まれてトラッキングされている状況。
- 証書には、発電所の稼働年数、設備容量、補助金需給状況といった属性情報も含まれる。
- 主なトラッキング情報としては、以下がある。
固有の証書番号、設備稼働開始日、設備の種類、発行国・発行日、発行者、設備容量等

【参考】欧州での証書トラッキングにおける費用負担例（ドイツの場合）

	GO(Guarantee of Origin)
トラッキング対象電源	再エネのみ
料金負担対象	トラッキング利用者
課金内容	<p style="text-align: center;">年会費</p> <p style="text-align: center;">年間取引量(GO量) 毎に設定。1MWhあたり1GOが発行される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 2,500GO以下：年間50ユーロ ● 2,501～15,000以下：年間250ユーロ ● 15,001～500,000以下：年間500ユーロ ● 500,000超：年間750ユーロ
	<p style="text-align: center;">設備登録料</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 新規登録：1設備あたり50ユーロ ● 既存設備：1設備あたり10ユーロ
	<p style="text-align: center;">証書発行・移転・償却料</p> <p>証書発行・証書移転：それぞれ1GOあたり0.01ユーロ</p> <p>証書償却：1GOあたり0.02ユーロ</p>
補足	GO利用者は直接環境庁へ利用料を支払う。

【参考】I-REC概要と費用負担例

□ 概要

- 非営利組織であるThe I-REC Standard Foundationが提供する電源トラッキングシステムにより認証、発行された再エネ電力証書。CDPやRE100などで活用されている。
- **米国や欧州以外で、再エネ電力証書制度が存在しない国や地域において、信頼性や透明性を高めたトラッキングシステムの標準規格を提供し、証書発行を可能としている。**
- 約50ヶ国が当該規格に準拠したシステムを採用。2021年12月時点で計約60TWh分が発行。
- 欧州GOと同様、再エネ電源から発電された**1MWh毎に、発電場所、発電方法等を証明する。**
- 発電者はI-REC発行前に当該システムに登録。発電側における設備登録と電力量認定を経た上で、各国の認証主体より証書が発行。当該証書を発電者と小売や需要家等の間で取引。証書そのものの取引価格は国によって異なる。
- 口座管理においては、移転や償却なども同様になされている。

□ 費用負担例

I-RECのシステム利用時での費用と電源の登録時の費用の二つが存在。

1. 証書発行事業者（登録事業者）がI-RECのシステム利用時に支払う利用料

- ✓ 口座開設料:500ユーロ
- ✓ 年間口座維持料:2,000ユーロ/年
- ✓ 償却料:0.06ユーロ/MWh

2. 証書発行に伴う電源設備の登録における登録料

国によって多少異なるが、大きく分けると以下。どちらも採用している国もある。

- ✓ 登録する電源設備の合計規模(KW)によって登録料を設定：UAE等
- ✓ 個別電源毎に一定規模によって登録料を設定：タイ、トルコ、イスラエル等

トラッキングの本格的な運用における有償化の考え方①

- 前掲の通り、海外の証書制度におけるトラッキングにおいては、一定の料金構成に基づき利用者に対する課金を行っている。
- その内容については、制度によって多少の相違はあるものの、概ね基本的には利用における年度を通じた一定の**基本料金**（口座維持や電源の登録料）と、証書の利用毎に発生する**従量料金**（証書の口座移転費、償却費、発行費等）を中心に構成されている。
- JEPXにおいても、現在既に証書の取引における年会費（12万円/年）や市場での取引手数料（0.01円/kWh）は設定しているところ、トラッキング事業の利用に焦点をあてた費用の考え方（方向性）についても検討が必要。

※トラッキング費用を2億円と仮定し（足下の実証事業は年間約8,000万円）、年間取引量が250億kWh（今年度の現在までの市場約定量（FITと非FIT再エネ）は約95億kWh）と仮定すると、約0.008円/kWh。

トラッキングの本格的な運用における有償化の考え方②

- 海外事例も踏まえ、今度JEPXが主体となりトラッキング事業を運営していく上では、以下のような論点が考えられるところ、それぞれに対してどのように考えるか。

<具体的な論点>

□ トラッキングに対する費用負担者

トラッキングを利用するのは証書を購入する側（小売電気事業者や需要家）である方向性でよいか。

□ 費用のかけ方

単価を設定した上でトラッキング利用量に応じたかけ方とするか、または一定の利用範囲内毎に分けた階層的なかけ方をおこなうか。

□ 有償化の開始時期

これまでの実証事業からJEPXの独立採算制による運営開始となることを鑑みると、十分な周知期間（例えばJEPXによる運営から1年間等）を経たうえで開始とするか。

1. アンケートについて

2. トラッキングの本格化に向けた論点について

(報告) 需要家による証書の環境表示価値の活用について

需要家による証書の環境表示価値の活用について

- 昨年11月より需要家も直接証書を購入可能とする再エネ価値取引市場を試行的に開始したが、制度開始から間もないこともあり、証書の活用方法や考え方について、需要家による問い合わせや相談が事務局に相次いでいる状況。
- その中で特に、**需要家が取得した証書の再エネ価値を、どの期間の電気に活用することが可能か、**という内容の質問が多く寄せられている。
- 非化石証書については、従来より高度化法や温対法の報告において活用される場合、1月～12月発電分の証書を取得年度（4月～翌3月）の供給電力に対して利用され、こうした証書は上記報告の時期を迎える6月末までが活用期間となっている。
※ただし、相対取引分については、取得したタイミングから翌年6月末までが活用期間。
- こうした点を踏まえ、需要家は**21年1月～12月発電分の証書を21年4月から22年6月末までに使用した電力に対して環境表示価値を活用することを可能とする。**
※ただし、相対取引分については、取得したタイミングから翌年6月末までの使用電力に対して活用可能。
- なお、小売電気事業者については、これまで本作業部会で報告した会計や税務上の整理に変更なく、適切に環境表示価値を需要家に訴求することになる。

【参考】需要家、仲介事業者が証書を取得する際の会計・税務上の取扱いについて

- 今般、需要家、仲介事業者が、FIT非化石証書を、直接、再エネ価値取引市場から取得できることとなった。これを踏まえ、非化石証書の取引等に伴う会計・税務上の基本的な考え方について、複数の税理士に確認したところ、結果以下の通り。

➤ これまでの非化石証書に係る取り扱いとの関係

非化石証書は、電気とセットとなり、実質再エネ又はゼロエミ電気として評価されるためのプレミアムを提供するもの。需要家、仲介事業者が取得する場合も、基本的な性質は変わらず、これまでの整理（次ページ参照）から大きく変わるものではないのではないか。

➤ 非化石証書の取引に係る留意点

（1）消費電力量との関係

需要家が証書を購入する場合、自らの消費電力量に見合った量を調達することが自然と考えられる。消費電力量を大きく上回って、証書を購入した場合、これを自らの事業に必要な費用という説明は難しいのではないか。

（2）証書の取引価格の妥当性

仲介事業者が需要家に販売する等、市場外で取引を行う場合、市場価格からあまりに乖離した価格での取引である場合は、その価格の妥当性について、税務上の懸念から説明が求められる可能性があるのではないか。

【参考】FIT非化石証書の取引に係る会計・税務上の取り扱いについて

非化石証書の取引に係る会計・税務上の取り扱いについて

- 12月に取りまとめた「非化石価値取引市場について」を踏まえ、当該市場で取引される非化石証書の取引等に伴う会計・税務上の基本的な考え方を複数の会計士や税務当局に確認した。
- その結果、非化石証書の取引に係る基本的な考え方は以下の通り。

非化石証書の取得時の会計上の扱い

- 非化石証書を取得した小売電気事業者は、当該取得分の電気を実質再エネ又はゼロエミ電気として表示（環境表示価値）することが認められている点に鑑みれば、非化石証書の取得は、いわば「電気」という商品の販売に当たって、「再エネ（ゼロエミッション）」という価値を付加するものと解することが可能。
- こうした経済実態を踏まえれば、非化石証書の取得時は、その取得価額をもって資産計上（流動資産）することが一般的と考えられる。

非化石証書の償却（費用処理、損金経理）について

- 上記の整理を踏まえれば、購入された非化石証書は、販売する電気に「再エネ（ゼロエミッション）」という価値を付加し、電気と一体的に販売する（販売電力量 \geq 証書の活用量）ものと解することが一般的。
- このため、取得時に資産として計上された非化石証書は、電気販売と同時に、一体的に活用した分を費用化することが一般的と考えられる。（当該費用化分は、損金性が認められるものと解される。）

※小売事業者間による証書の転売可否については継続検討としていたところ、転売を可能とした場合、利益調整を目的とした小売事業者間の取引が行われる、証書を実需以上に購入することによって小売電気事業者の利益操作が可能となってしまうといった税務上の懸念があることから、当面、小売電気事業者間の証書の転売は出来ない仕組みとする。

※上記の整理を踏まえ、電気事業会計規則等の関連法令の整備を行う。（現在パブコメ中）
なお、上記の整理は現時点における非化石証書取引を前提としており、小売電気事業者間での売買可否や高度化法の義務内容などの変更によりその経済実態が変化した場合、再整理が必要となる可能性がある。